

〔翻 訳〕

日仏民法セミナー「各種契約の特別法～専門化する契約法～」

企画趣旨

以下に掲載する一連の翻訳は、2022年10月22日・23日に関西大学法学研究所で開催された日仏民法セミナー「各種契約の特別法～専門化する契約法～」(Droit spécial des contrats spéciaux : la spécialisation croissante du droit des contrats)におけるフランス側の報告を基とするものである。

フランスでは、近年、契約の「超特種化」と呼ばれる現象が見られ、契約の一般理論の後退と各種契約の法の優位が顕著となっている。すなわち、民法典制定以降、特別法が定められたり独自の法典が制定されたりすることで固有の論理に服する契約が増大しており、その結果、契約法規範の一貫性が失われ、その見通しが悪くなるという状況が生じている。今回のセミナーでは、この現象に着目し、契約類型ごとに個別テーマを設定して、日仏の研究者による報告および討論が行われた。

この企画は、日本のフランス私法研究者グループ (ARIDA) がソルボンヌ・パリ北大学「魅力ある法」研究所 (Institut de Recherche pour un Droit Attractif, IRDA) と継続的に行っている研究活動の一環として実施されたものであり、2019年3月にパリで行われた前回からコロナ禍による約3年半のブランクを挟むこととなった。日本への入国がcaろうじて可能となった機会を捉えた対面開催は予想外の困難を伴うものであったが、このようにして活動を再開することができたことを素直に喜びたい。また、セミナーの開催にご尽力くださったフランス側報告者 (とりわけ、取りまとめの労を執ってくださった Bernard Haftel 教授および Nathalie Blanc 教授)、日本側報告者、コメンテーター、司会者の方々、当日ご参加してくださった聴講者の皆様、そしてご助力をいただいた法学研究所のスタッフに心より御礼を申し上げたい。

馬場 圭太

